



島根県報

平成25年3月22日（金）

号外第33号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

道路の区域の変更

（道路維持課） 2

道路の供用開始

（ ” ） 3

告 示

島根県告示第181号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成25年 3 月22日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の 種 類	路 線 名	道 路 の 区 域			管轄する地方 機 関 の 名 称	備 考	
		区 間	変更前 後の別	敷地の 幅 員			延 長
一般国道	187号	鹿足郡吉賀町柿木村大野原1148番地先から同地先まで	前	メートル 10.00	メートル 11.00	益田県土整備 事務所津和野 土木事業所	交通安全工事 拡幅
			後	10.00～ 20.90	11.00		
県 道	別府川本線	邑智郡美郷町港1182番1地先から同1185番1地先まで	前	4.50～ 23.00	161.50	県央県土整備 事務所	災害防除工事 拡幅
			後	8.50～ 32.00	161.50		

島根県告示第182号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成25年 3 月 22 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
一般国道	187号	鹿足郡吉賀町柿木村大野原1148番地先から同地先まで	メートル 11.00	平成25年 3月22日	益田県土整備事務所津和野土木事業所	
県道	玉湯吾妻山線	仁多郡奥出雲町馬馳306番10地先から同418番8地先まで	600.00	平成25年 3月22日	雲南県土整備事務所仁多土木事業所	